

消費者支援機構福岡発 2017-001 号
2017 年 4 年 21 日

悠悠ホーム株式会社 御中

適 格 消 費 者 団 体
特定非営利活動法人消費者支援機構福岡
理 事 長 朝 見 行 弘
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 1 丁目 5 番 1 号博多大博通ビルディング 8 階
(本件に関するお問い合わせ先) 担当者 司法書士 及川 修平
TEL 092-761-3203 / FAX 092-725-2320

工事請負契約書に関する再度の申入れ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴社より 2017 年 3 月 21 日付でいただきました「回答書」に対し、当機構で内容を検討した結果、後記の点について再度の申入れを行うことになりました。

つきましては、本申入れに対する貴社のご回答を、2017 年 5 月 31 日までに、書面にて当機構事務局までご送付いただきますようお願い申し上げます。

記

本件契約書第7条 着工前の契約解除による損害金

本件契約書第7条（是正後）

1. 甲が建築確認設計業務に着手している場合、乙は、解約申し入れ時点における設計業務の出来高相当額を違約金として支払うことにより、本契約を解約することができる。
2. 甲が建築確認設計業務に着手し、材料又は業者への発注を行った場合、乙は、設計業務の報酬額及び材料費及び業者への発注費を違約金として支払うことにより、本契約を解約することができる。

(1) 申入れの趣旨

本件契約書第7条第4項（是正後）の訂正を求めます。

(2) 申入れの理由

第7条第1項に「違約金として」との文言がございますが、本条項によって乙が甲に対して支払う金員は報酬金としての性質を有するものでございますので、正確を期すために、この「違約金として」との文言を削除いただきたく考えております。

第7条第2項にて違約金の発生する場合として、「材料又は業者への発注を行った場合」とございますが、契約の解除に伴い貴社に発生する損害は、貴社が現実に業者に対して支払いをした費用でございますので、誤解を生じさせないため「発注費を違約金」との記載を「支払いを要する費用」と改めていただきたく考えております。

以上から、申入れの趣旨記載のとおり、本件契約書第7条（是正後）の規定の訂正を求めます。

以上